

## 札幌市環境保全協議会と札幌市環境審議会の関係

	環境保全協議会	環境審議会
設置根拠 ・ 役割	<p>環境基本条例第 30 条第 1 項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「市民及び事業者が、自らの環境の保全に関する活動を効果的に行うための方策、環境の保全に関する市の施策等に関して協議するため、札幌市環境保全協議会を置く。」</li> </ul>	<p>環境基本条例第 29 条第 1 ・ 2 項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、札幌市環境審議会を置く。」</li> <li>「市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全に関する基本的事項を調査・審議する。」</li> </ul>
委員構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の組織する団体の推薦を受けた者</li> <li>環境の保全に関する活動を行う団体の推薦を受けた者</li> <li>市の公募に応じた者</li> <li>その他市長が適当と認める者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験を有する者</li> <li>関係行政機関の職員</li> <li><b>札幌市環境保全協議会の推薦を受けた者</b></li> <li>その他市長が適当と認める者</li> </ul>
第 9 次の協議事項 ・ 審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>札幌市における温室効果ガス排出量の 9 割を占める民生家庭・業務・運輸部門に関する温暖化対策</li> <li>観光客を対象とした温暖化対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー基本計画の策定</li> <li>新たな温暖化対策実行計画の策定</li> </ul>
第 9 次の委員任期	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 27 年 3 月 31 日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 25 年 10 月 ～平成 27 年 9 月（予定）</li> </ul>